

広島県告示第二百三十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十四年三月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
小原地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区		町・丁目		字		地番		標柱番号										
廿日市市		津田		上小原	東城山	甲二六〇二番	四九一番一	四九一番二	四九一番三	四九〇番地先道路敷	二五九九番二	二五九五番一	標柱一号及び七号	標柱二号	標柱三号	標柱四号	標柱五号	標柱六号